

平成26年5月12日  
総務省政策統括官（統計基準担当）

## 諮問の概要

### 1 諮問事項

基幹統計調査である「港湾調査」（以下「本調査」という。）の平成27年1月以降の調査の実施に当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣から申請のあった以下の変更を承認すること。

### 2 変更の概要

平成27年1月以降に実施する本調査について、調査計画における報告を求める者、集計事項及び調査方法について以下のとおり変更する。

#### （1）報告を求める者

報告を求める者の数について、甲種港湾調査票による調査（月次調査。以下「甲種港湾調査」という。）は「160港」から「161港」に、乙種港湾調査票による調査（年次調査。以下「乙種港湾調査」という。）は「557港」から「533港」にそれぞれ変更する。

#### 【説明】

前回見直し（平成21年）から5年が経過することから、近年の入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、より港湾の実態に即した的確な統計の整備に資するため、港湾調査対象港湾基準（平成17年国土交通省交通調査統計課作成）に基づいて調査対象港湾の見直しを行う<sup>（注）</sup>。

（注）本調査では、海上運送網の拠点として位置付けられる重要性の高い港湾とそれ以外の港湾を区分して効率的に調査を実施するため、港湾調査対象港湾基準に基づき、入港船舶隻数、取扱貨物量等を踏まえ、甲種港湾と乙種港湾に区分している。

#### （2）集計事項

甲種港湾調査票の集計事項について、従来のTEU<sup>（注）</sup>単位換算のコンテナの取扱個数に、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加する。

#### 【説明】

コンテナの取扱個数については、これまでTEU単位に換算し、集計・公表を行ってきたが、港湾ターミナルの効率向上に向けた施設の整備や港湾周辺の臨港道路の整備の検討に資する情報を得るため、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を集計事項として追加し、公表を行う。

（注）TEU（twenty-foot equivalent units）とは、コンテナの長さ20フィートを1TEUとして表したコンテナの取扱個数の単位である。例えば、コンテナの長さが9フィート以上11フィート未満の場合は、10フィート区分としTEU換算で0.5個、11フィート以上20フィート未満の場合は、12フィート区分としTEU換算で0.6個、20フィート以上24フィート未満の場合は、20フィート区分としTEU換算で1.0個といった形でコンテナの取扱個数を集計している。なお、1フィート（ft）は0.3048メートルである。

### (3) 調査方法

本調査の調査方法について、従来の調査員調査に加え、新たにオンライン調査を導入する。

#### 【説明】

公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）において、オンライン調査の推進を図ることとされていることを踏まえ、オンライン調査を導入する。

## 3 審議すべき重点事項

### (1) 報告を求める者の変更について

今回、報告を求める者の数について、甲種港湾調査は「160港」から「161港」に、乙種港湾調査は「557港」から「533港」にそれぞれ変更することとしている。

これについては、「諮問第19号の答申 港湾調査の指定の変更及び港湾調査の変更について」（平成21年8月24日付け府統委第64号。以下「前回答申」という。）の「今後の課題」において、「調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要がある。」と指摘されていることを踏まえたものであり、当該指摘に対応した変更となっているか検討する必要がある。

### (2) 集計事項の変更について

今回、甲種港湾調査票の集計事項について、新たにTEU単位換算前のコンテナ長さ別の取扱個数及びコンテナ種別の取扱個数を追加することとしており、当該統計に対するニーズや有用性等について検討する必要がある。

### (3) 調査方法の変更について

今回、第Ⅱ期基本計画を踏まえ、新たにオンライン調査を導入することとしており、その円滑な実施に向けた取組の状況について検討する必要がある。

### (4) 前回答申における「今後の課題」への対応状況について

本調査の前回答申の「今後の課題」において、以下の2点が指摘されており、調査実施者である国土交通省における対応状況の適否等について検討する必要がある。

- ① 調査対象港湾については、我が国港湾の利用実態をより適切に捉える観点から、今後、5年程度の周期で定期的に見直しを行う必要があること（前述（1）参照）。
- ② 本調査の実施に当たっては、入出港届及び輸出入申告に係る情報の活用について、港湾関連手続の電子化の更なる進展状況等を踏まえ、その活用港湾の拡大を図るなど、行政記録情報等の一層の活用について検討を行う必要があること。